

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年正月十四日、やましなよりさぎつちやう十參る、十五日、う大辨より、さぎつちやう三かと參る、御さか月ののち、さぎつちやうあり、御きつしよ、長はし、きよくら人いださるゝ、

〔時慶卿記〕慶長九年正月十五日、三毬打吉書ヲホコラカス、長左衛門ニ申付候、

〔言緒卿記〕慶長十七年正月十一日丙午、一勸修寺中納言へ、山科大宅郷ヨリ三毬打竹貳百八拾本、毎年ニ來候間、不相替、被仰遣候て可給由申遣、從當年板倉伊賀守御料所代官仕候間、如此申遣、勸修寺へノ狀之案、

内々申入候、三毬打竹貳百八拾本、毎年從山科大宅郷遣申候儘、不相替仰遣候て可被下候、將又十八日之三毬打竹は、從深草五本出申候、一尺貳寸の竹とは申候得共、近來は一尺ばかりの竹にて御座候祖、父言繼、日次記に見え申候は、うは、長岡より出申候へ共、かす委不知候間、猶日次記見付次第に可申入候、先竹の儀、被仰遣候て被下候者、可爲過分候、言緒謹言、
端書、尤以參上可申入候へ共、先如此候、

正月十一日

言緒

勸修寺殿人々御中

十二日丁未、一勸修寺中納言昨日之三毬打之事、則立入河内守ヲ添可遣候間、拙子青侍ヲ板倉伊賀守内板倉金衛門所へ可遣由承了、三毬打之竹の事、金衛門隙入ニヨリ、金子内記ニ、立入河内、拙子青侍申候處ニ、則山科大宅郷へ、今日人ヲ可遣由、内記申候也、深草ノ竹ハ、傳奏と能々示合候て、傳奏次第ニ可申付之由申了、十三日戊申、一三毬打竹貳百八拾本、如例年從山科大宅郷持來了、十四日己酉、一廣橋大納言へ、兩種壹荷遣了、其狀案文、

當春御慶、珍重々々、不可有休盡候、隨而兩種壹荷乍些少致進上候、誠表祝義計候、將又禁中ニ十